

義援金配分一覧

■岩手県に寄せられた義援金(大槌町を通じて支給しています。)

	種別	第1次配分	第2次配分 (1回目)	第2次配分 (2回目)	第2次配分 (3回目)	第3次配分 (1回目)	第3次配分 (2回目)	第3次配分 (3回目)	第3次配分 (4回目)	合計交付額
		H23.6.3振込	H23.7.28振込	H23.9.9振込	H23.12.22振込	H24.5.10振込	H24.12.20振込	H25.12.20振込	H26.12.18振込	
①	死亡又は行方不明者見舞金 ※1人あたり	■万円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円
②	家屋損壊等見舞金(全壊・全焼) ※1世帯あたり	■万円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円
③	家屋損壊等見舞金(半壊・半焼) ※1世帯あたり	■万円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円	■万■千円

■大槌町に寄せられた義援金

	種別	交付対象	備考	交付額
①	死亡又は行方不明者見舞金 ※1人あたり	県の義援金(上)が交付された方に、H24.3.30から支給しています。申請は不要です。		■万円
②	家屋損壊等見舞金(全壊・全焼) ※1世帯あたり			■万円
③	家屋損壊等見舞金(半壊・半焼) ※1世帯あたり			■万円
④	災害障害見舞金 ※1人あたり	災害により一定以上の障害となった方	大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害障害見舞金が交付された方。申請は不要です。	■万円
⑤	未成年者見舞金 ※交付対象者1人あたり	震災で両親を失った、被災日時点で18歳未満の方	町の調査結果を基に、見舞金の申請書を保護者又は未成年後見人の方にお送りいたします。申請は不要です。 ※被災日時点で、未成年、且つ、高等学校3年生だった方は対象といたします。	■万円
⑥	未成年者見舞金 ※交付対象者1人あたり	震災で両親のいずれか一人を失った、被災日時点で18歳未満の方		■万円
⑦	住宅損壊等見舞金(一部損壊) ※1世帯あたり	浸水区域内において居住していた住宅が一部損壊(床下浸水)した世帯	【申請で必要となる書類など】 ・罹災証明書 ・住民票謄本 ・預金通帳	■万円
⑧	住家損壊等見舞金(貸家) ※1世帯あたり	所有する貸家などが全半壊または全半焼した家屋所有者の世帯 ※所有する貸家などが複数ある場合でも交付額は変わりません。 ※上記①～④、⑦、⑬に該当する方がいる世帯は交付対象外となります。	【申請で必要となる書類など】 ・罹災証明書 ・住民票謄本 ・固定資産評価証明書 ・預金通帳	■万円
⑨	住家損壊等見舞金(空家) ※1世帯あたり	長期入院世帯、社会福祉等入居世帯、転勤などの止むを得ない事情により不在世帯となった住宅が全半壊または全半焼した家屋所有者の世帯 ※上記①～④、⑦、⑧、⑬に該当する方がいる世帯は交付対象外となります。	【申請で必要となる書類など】 ・罹災証明書 ・住民票謄本 ・固定資産税納税通知書 ※注)1 ・預金通帳 ※注)1 申請者と納税義務者が相違している場合は、他に確認書類が必要となります。 ※平成23年は非課税の為、納税通知書はありません。	■万円
⑩	住家損壊等見舞金(ひとり親世帯) ※1世帯あたり	被災日時点でひとり親家庭等医療費を受給しており、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯	【申請で必要となる書類など】 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・障害者手帳 ・介護保険被保険者証 ※被災により対象となる方がいなくなった世帯は交付対象外となります。 ※左記⑩～⑫の対象となる方が複数人いても交付額は変わりません。	■万円
⑪	住家損壊等見舞金(要介護3以上) ※1世帯あたり	被災日時点で要介護3以上の人が在宅で介護しており、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯		■万円
⑫	住家損壊等見舞金(障害手帳1級又は療育手帳A) ※1世帯あたり	被災日時点で障害手帳1級又は療育手帳Aの人が在宅におり、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯		■万円
⑬	住家損壊等見舞金(子育て世帯) ※1世帯あたり	被災日時点で18歳以下の人が在宅におり、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯(震災後の出生含む)	大槌町災害義援金の第1次配分を受けた方で、対象となる世帯。申請は不要です。第2次配分から新たに追加された新メニューです。	■万円

お問い合わせは被災者支援室(0193-42-8718)までお願いします。